

# 施策評価シート（評価実施年度：平成27年度）

事務事業所管部局長 (幹事部局)	商工労働部長 安井克久	電話番号	0852-22-5280
---------------------	-------------	------	--------------

## ①施策の目的等

施策の名称	施策 I-5-3 就業環境の整備
目的	〇県内企業への就業者の定着を図るため、中小企業における労働条件等の改善を目指します。

## ②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位	数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位
中小企業勤労者福祉サービスセンターの加入率	目標値	/	11.9	12.3	12.6	13.0	%	目標値	/						
	取組目標値	/						実績値	/						
	実績値	11.5	11.8	12.1	12.34			達成率	/						
	達成率	/	99.2	98.4	98.0										
定性目標	目標値	/					%	目標値	/						
	取組目標値	/						実績値	/						
	実績値							達成率	/						
	達成率	/													
平成24年度～平成27年度															
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）		〇H26年度目標値ある12.6%を達成するためには、会員を1,426人増やす必要があったが、実績は724人の増となり、加入率は12.34%と、僅かに目標に届かなかった。 （実績）H22年度884人増、H23年度736人増、H24年度747人増、H25年度717人増、H26年度724人増													

## ③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	<p>〇東部・西部の各勤労者共済会への会員加入促進を図るために、市町村や商工団体等に訪問活動を行ったり、西部勤労者共済会に加入推進員を配置した結果、会員数は東部・西部の合計で724人増加した。</p> <p>〇「島根県仕事と生活の調和推進連絡会議」を開催し、各構成団体の取り組みについて情報共有・意見交換を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの施策窓口を一覧にした紹介チラシを作成し商工団体、労働団体など関係機関に配布したり、セミナーなど各団体の活動情報をSNS（フェイスブック）で発信するなど、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めている。</p>
---	---

## ④総合的な評価

評価時点での総合的な評価	判断	その理由
A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいるが見直す点もある C:あまり順調に進んでいない	B	〇労働相談は、ホームページの見直しなど広報を充実することにより、相談件数の増加に取り組んでいるが、横ばいである。 〇職場環境を改善する中小企業労働施策アドバイザーの利用件数は増加傾向にある。 〇ワーク・ライフ・バランス推進の社会的気運醸成に向け、関係機関が連携して各種取組みを行ってきたことにより、一定の雇用環境の改善が図られたものと考えられるが、まだ十分とは言いがたいため、今後も地道で継続的な取組みが必要である。

## ⑤課題の認識

(1) 平成27年度末の施策目的の達成状況（予測）	判断	その理由（「総合的な評価」の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	B	
(2) 施策の目的達成に向けての課題		〇依然として厳しい雇用・労働環境の中、県内企業のほとんどが中小零細企業であり、その多くが労働条件、福利厚生などの面で遅れている。 〇労働局等関係機関との連携を強化しながら、きめ細かく効果的な取組みを行う必要がある。 〇ワーク・ライフ・バランスという考え方が、労使ともにまだまだ浸透していない。推進するためには引き続き気運の醸成を図っていく必要がある。

## ⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	<p>〇労働条件の改善に向け、中小企業労働施策アドバイザーの派遣を行うとともに、労働局などの関係機関と連携し、労働関係法等の普及・啓発、労使からの相談体制の充実、情報提供などに引き続き取り組む。</p> <p>〇中小企業勤労者の福利厚生に寄与している「勤労者共済会」の自立化を図るために、広報活動や市町村・商工会等への訪問活動等会員加入促進活動に引き続き力を入れていく。</p> <p>〇ワーク・ライフ・バランス推進の一層の気運醸成を図るために、関係団体との連携を継続し、情報共有・施策調整を行いながら、実効性のある取組みを推進する。</p>
---------------------	---